

(ハ) 審理員は、審理員意見書を提出するときは、法第一三条第一項の許可に関する書類その他総務省令で定める書類を審査庁に提出しなければならないこととした。(第一六条関係)

(九) 法第四三条第一項第一号及び第二号の規定により行政不服審査会等への諮問が不要となる法第九條第一項各号に掲げる機関又は地方公共団体の議会に類するものを定めることとした。(第一七条関係)

2 再調査の請求
1の(二)、(四)等の規定は、再調査の請求について準用することとした。(第一八条関係)

3 再審査請求
1(九)等を除く。の規定は、再審査請求について準用することとした。(第一九条関係)

4 行政不服審査会
(一) 法第七二条第一項の合議体における議決方法等について定めることとした。(第二〇条関係)

(二) 行政不服審査会は、調査審議の手續を併合又は分離することができることとし、これらを行ったときは、審理関係人にその旨を通知しなければならないこととした。(第二一条関係)

(三) 1の(四)及び(六)の規定は、行政不服審査会における調査審議の手續に準用することとした。(第二二条及び第二三条関係)

(四) 行政不服審査会の事務局長及び内部組織について定めることとした。(第二四条関係)

5 その他
(一) 1の(三)の一部の規定は、法第八三条第一項の不服申立書について準用することとした。(第二六条関係)

(二) この政令は、法の施行の日(平成二八年四月一日)から施行することとした。

◇行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第三九二号)(総務省)

1 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、行政不服審査法上の不服申立手続の特例に

係る規定その他の関係政令の規定について、所要の整備を行うこととした。(第一一条、第八五条関係)

2 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二八年四月一日)から施行することとした。

◇犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十四条において準用する行政不服審査法第三八条第四項の規定により納付すべき手数料に関する政令(政令第三九三号)(法務省)

1 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十四条において準用する行政不服審査法第三八条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額等及び手数料の減免について定めることとした。

2 この政令は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成二八年四月一日)から施行することとした。

◇入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行令(政令第三九四号)(農林水産省)

1 行政不服審査法施行令(平成二七年政令第三九一号)中審査請求に関する規定(同令第一七条を除く。)は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四一年法律第一二六号)第七條第一項の規定による異議の申出について準用することとした。(本則関係)

2 この政令は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二六年法律第六九号)の施行の日(平成二八年四月一日)から施行することとした。

◇日本銀行法施行令の一部を改正する政令(政令第三九五号)(財務省)

1 当分の間、債券取引損失引当金の計算上、債券の売買、保有等に伴い生じた費用の額を損失金額とすることとした。(附則第一条の二関係)

2 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の日本銀行法施行令附則第一条の規定は、平成二七年四月一日に始まる事業年度から適用することとした。

政令

行政不服審査法の施行期日を定める政令をここに公布する。

平成二十七年十一月二十六日

御名 御璽

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百九十号

行政不服審査法の施行期日を定める政令

内閣は、行政不服審査法(平成二六年法律第六十八号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

総務大臣 山本 早苗
内閣総理大臣 安倍 晋三

行政不服審査法施行令をここに公布する。

平成二十七年十一月二十六日

御名 御璽

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百九十一号

行政不服審査法施行令

内閣は、行政不服審査法(平成二六年法律第六十八号)第十九條第一項(同法第六十一條、第六十六條第一項及び第八十三條第二項において準用する場合を含む。)、規定並びに同法第三十七條第二項、第三十八條第四項及び第五項並びに第四十一條第三項(これらの規定を同法第六十六條第一項において準用する場合を含む。)、第四十三條第一項第一号及び第二号、第七十八條第四項及び第五項、第八十條並びに第八十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 審査請求(第一条―第十七条)
- 第二章 再調査の請求(第十八条)
- 第三章 再審査請求(第十九条)
- 第四章 行政不服審査会(第二十条―第二十五条)
- 第五章 補則(第二十六条・第二十七条)